

医療法施行令の一部を改正する政令案に関する御意見の募集の結果について

令和8年5月29日  
厚生労働省  
医政局総務課

医療法施行令の一部を改正する政令案について、令和8年4月10日（金）から同年5月10日（日）まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>今回「令第3条の2第1項第1号ハ(4)」の改正ということだが、「同ニ(1)(2)」があるため、例えば「睡眠障害精神科」も可能となると思われる。</p> <p>しかし、精神科で睡眠障害の治療を行なうのは自明のことであり、「睡眠障害精神科」なる標榜科目が登場すると患者側としては混乱が懸念される。「精神科」と「睡眠障害精神科」の違いは何か、「睡眠障害精神科」は睡眠障害以外の精神疾患は治療しないのか、「精神科」「睡眠障害精神科」と両方標榜しているところは何をしたいのか、など。</p> <p>同様に、「睡眠障害心療内科」もややこしい。</p>	<p>本政令により標榜が可能になる診療科名については、医療法施行令に規定するところの不合理的な組み合わせにあたるとは考えておりません。</p>

	<p>また、「睡眠障害外科」「睡眠障害病理診断科」などは、社会通念上不適切と思われる。 このあたり、省令にて適切な例や不適切な例を明記が望ましいと考えるがいかがでしょうか。</p>	
--	--	--

※上記のほか、4件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。